

令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨により発生した災害ごみの仮置場を開設します

令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨に伴う災害ごみ仮置場を次のとおり開設します。

下記にご留意のうえ、災害ごみを持ち込んでいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

【災害ごみ仮置場】

場 所：ふれあいの森 第 2 駐車場

(氷見市鞍川 43 番地 1)

受入期間：令和 8 年 8 月 31 日 (月)

午後 1 時～午後 3 時

令和 8 年 9 月 1 日 (火) 以降

午前 9 時～午前 11 時

午後 1 時～午後 3 時



【受付の際に提示が必要な書類】

- 1 身分証明書 (マイナンバーカードや運転免許証 (※ 2 の申請者と同一人であること))
- 2 令和 8 年 8 月 2 7 日からの大雨被害の「り災証明書」もしくは「り災証明申請書の写し」、またはマイナポータルでの申請を確認できる画面。

※ 事業所の場合は「被災届出証明書」。

【仮置場に持ち込めるごみ】

※下記のとおり分別を行った上で持ち込んでください。

※被災するまで使用しており、大雨により損壊・汚損したものに限り仮置場に持ち込めます。

※事業所から出たごみは、事業系一般廃棄物のみ受け入れできます。(産業廃棄物の持ち込みできません。)

ごみの種類		内 容
1	家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電類 ※冷蔵庫の食品等は全て出してから持ち込んでください。
2	瓦	
3	畳	
4	粗大ごみ	家庭から排出される生活粗大ごみ (ソファ、マットレスも持込み可)
5	ガラス・陶磁器くず	ガラスやガラス製品、茶碗や食器等の陶磁器類
6	金属くず	金属製家具、金属製品、トタン、鉄骨等の金属片
7	石膏ボード・スレート板	壁材等
8	木くず	木製家具、木製建材 (柱、梁、垂木等)、庭木
9	コンクリートがら等	コンクリート片・ブロック、アスファルトくず等
10	不燃物 (土砂まじりガレキ)	泥、ガレキ、土砂等が混在し、分別が困難な状態のもの ※土砂まじりガレキは、建物内 (住宅) に流入したものに限る。 土のう袋に入れてお持ちください。
11	可燃物	細かな可燃物やプラスチック片等が混在し、分別が困難な状態のもの

【注意事項】

- ・生ごみ等の生活ごみは出さないでください。通常のごみ収集日にごみ集積場に出してください。
- ・仮置場では、誘導員に従って決められた場所に上記の災害ごみ廃棄物を置いてください。
- ・危険なものを持ち込む場合は、必ず受付の係員にお伝えください。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分注意してください。